

社会福祉法人バプテストめぐみ会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人バプテストめぐみ会（以下「当法人」という）定款第21条及び第8条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬の総額)

第2条 役員に対して各年度の総額が1,000万円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する者）については、別表1に定める額の報酬を支給する。報酬は年俸制とし12分の1を毎月支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、役員報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員等については、別表2の業務に応じた報酬（職務遂行の対価）を支給する。
- (4) 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費は費用として支給する。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人本部 旅費支給規程により旅費及び日当等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 常勤役員に対する報酬については、職員給与支給日毎月25日とする。ただし、その日が休日に当るときは、職員給与第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、2017年7月1日より施行する。

この規程は、2019年7月1日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬額（年額）

年額500万円を上限とする。
上記の限度額内で理事会において決定する。

別表2 非常勤役員等会議出席費用（日額）

理事会・評議員会・監事の監査	日額8,000円
上記の他、法人・施設業務	日額8,000円